

『生活のきまり』

(1) 服装

- ① 制服
- ア 男子 ・上衣、スラックスとも全国標準型学生服とする。
・ベルトの色は黒、紺、茶系とする。金属穴のベルトは禁止する。
- イ 女子 ・学校指定のセーラー服としリボンをする。下はスカートまたはスラックスとする。
・スカート丈は膝の長さとする。まっすぐに立った状態で膝の皿にかかっていること。
- ウ 共通 ・ソックスは白色、黒色、濃紺とする。ワンポイント程度のマークやデザインは可とする。
・学生服を脱いだ場合は体育着か名札を付けたYシャツ（ブラウス）とする。
・名札は上着（シャツ）の胸ポケット上部に縫い付ける。（夏服の場合はピン止めの名札でよい。）
・セーター、トレーナーなどは制服の下に着用する。カーディガン・パーカーの着用は禁止する。
- エ その他・授業やテストは制服で受ける。ただし、指示があった場合は体育着で受ける。
- ② 体育着 学校指定のものを着用する。清掃時は体育着を着用する。（原則3限終了時に着替える。）
- ③ 学校指定のもの 体育着、 内ばき・外ばきの運動靴

(2) 頭髪等

- ① 前髪が目にかからないこと。長い場合はまとめること。（肩の高さにかかる場合）
- ② パーマ、脱色、染色、ドライヤーなどによる変形はしない。整髪料・ワックスなどは使用しない。
- ③ ピアス、ネックレス、指輪、ペンダント、チェーン、チタン（健康用も含む）などの装飾品は禁止する。（持ち込み禁止）
- ④ 化粧、マニキュア、色つきのリップクリームは禁止する。香水、コロン、などにおいがするものはつけない。
- ⑤ 髪止めはヘアピン・ゴムのみとする。色は黒、紺、茶、灰色系とする。

(3) 登下校

- ① 交通ルールを守って登下校する。登下校の途中で寄り道をしたり買い食いをしてはいけない。
- ② 登下校時間を守る。8：15に教室自席に着席し活動している。または、朝会に備えて整列できている。
- ③ 朝会は原則制服でうける。
- ④ 通学カバンは機能的な物を使用する（ファスナーなどで口が閉まるもの）。
- ⑤ 自転車通学生は必ずヘルメットを着用する。必ずあご紐をとめる。ヘルメットがない場合は自転車通学はしない。

(4) 学校生活

- ① 学習に必要な物は学校に持ってこない。（菓子類、携帯電話、スマートフォン、携帯音楽プレイヤー、ゲーム、漫画雑誌、うちわ、扇子、ひざ掛け などの持ち込み厳禁）
- ② 危険なものは学校に持ってこない。（刃物、ライター、とがったくし、ハサミ など）
- ③ お金や貴重品は学校に持ってこない。どうしても必要な場合は、朝のうちに先生に預ける。
- ④ 弁当を持参する場合の食べる場所は、原則ランチルームとする。校外への買出しはしないこと。飲み物は水筒を持参する。中身は、水お茶又はスポーツドリンクとする。ゴミについては各自持ち帰る。（学校のゴミ箱などには捨てない。）

(5) 校舎利用

- ① 特別な用件のない場合は、他学年の階に行ったりしない。また、他教室へは立ち入らない。
- ② 放課後、教室を利用する場合は担任の先生の許可を得る。放課後活動終了後は教室へは戻らない。
- ③ 校舎から出る場合は、非常口を利用しない。非常口は原則的に施錠しておく。（中庭に出る場合は除く。）
- ④ 生徒玄関は8：15以降下校時まで施錠します。遅刻、早退の場合は職員玄関から出入りすること。

(6) その他

- ① 特別な用事以外は夜間外出をしない。（夜19時過ぎの外出は「夜間外出」となります。）
- ② 生徒のみで遊技場やカラオケボックスや飲食店へ出入りしない。
- ③ 学校生活にそぐわない髪形の場合は、指摘して改善を求めることもある。
- ④ 『生活のきまり』について、特別な事情や配慮しなければならないことがあれば、学校に必ず相談すること。